

本審議会の役割及び行財政改革の取組の概要

1 審議会の所掌事務

静岡市行財政改革推進審議会は、市の行財政の改善合理化について調査審議し、もって簡素にして効率的な市政の実現に資することを目的に、市の附属機関として条例に定められており、次の事項を審議することとなっています。

静岡市附属機関設置条例 別表第 1

「市の行財政の改善合理化について調査審議し、又は市長に意見を述べること」

2 審議会の具体的な審議事項

(1) 市長の諮問に応じた市の行革推進に関する重要事項

審議会における最近の諮問及び答申の状況（資料 1 - 2）

(2) 行財政改革推進大綱に基づく市の行財政改革の推進状況

第 3 次行財政改革推進大綱及び前期実施計画に基づく行革の取組（資料 1 - 3、1 - 4）

3 本審議会の位置づけ

本審議会で頂いた提言等については、市長等により構成される「静岡市行財政改革推進本部」を頂点とした推進体制のもと、市政への反映を図っていきます。

